

**動物用医薬品対策事業費のうち乳房注入剤適正使用残留試験費
(継続)**

I. ポイント

動物用医薬品である乳房注入剤は、抗菌性物質を含有し、乳房に注入する無菌の製剤で、現在、動物用抗生物質医薬品基準により青色1号（色素）を一定量含有することと定められている。牛の乳房に注入後一定の期間は乳汁が着色するため、薬剤を使用した牛を識別でき、薬剤の残留の目印とされているが、乳汁中の抗菌性物質と青色色素の残留期間は必ずしも一致しないことが問題となる。また、個々の薬剤には休薬期間は定められているが動物用医薬品の使用の規制に関する省令による使用基準（用法・用量及び使用禁止期間等を定めた基準）は定められていない。そこで、適切な使用基準を設定し、使用の規制を行えば、乳汁への抗菌性物質の残留をより適切に防止することができるとともに青色1号の添加が必要ではなくなる。そのため、乳房注入剤を投与した牛の乳汁及び筋肉等の可食部位への残留試験を実施し、得られた成績に基づいて使用基準を設定し、動物用医薬品の適正な使用と安全な畜産物の供給に資する。

II. 事業の内容

乳房炎治療用注入剤についての適正な使用基準の設定に資することを目的として、泌乳牛及び乾乳牛を用いた残留試験を行う。なお、乳房注入剤には、泌乳牛に用いるものと乾乳牛に用いるものがあるので、それぞれ該当する牛を用いて試験を行う。

(項) 総合食料対策費

(大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費

(目) 総合食料対策民間団体事業推進費補助金

・畜産安全対策事業費のうち

動物用医薬品対策事業費のうち

乳房注入剤適正使用残留試験費

18' 17'
23 (23) 百万円

III. 事業実施主体 民間団体

IV. 補助率 定額

【消費・安全局 畜水産安全管理課】